

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
機関	職	機関	職
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機 管理監 広島サミット推進審 議官 部長 総括官 審理監 課長 担当課長 政策監 健康指導監 防災航空セン ター長 東部産業支援担当次 長 企業誘致担当次長 担当 監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機 管理監 部長 総括官 審理 監 課長 担当課長 政策監 健康指導監 防災航空セン ター長 東部産業支援担当次 長 企業誘致担当次長 担当 監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事
備考（略）	備考（略）	備考（略）	備考（略）

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。